

競技者規程細則

第1条 この細則は、役員、審判員および選手に適用するものである。

第2条 金銭または、金銭に等しい報酬を受け、新聞、雑誌その他の印刷物およびラジオ、テレビ等において営利的な宣伝に利用し、または利用されてはならない。また、金銭等の報酬を受けない場合でも連盟の承認が必要である。

第3条 金銭または、金銭に等しき報酬を受け、指導することは差し支えない。ただし、報酬を得て、選手として参加することはできない。

第4条 職業野球競技者から指導を受けること、職業野球競技者と一緒に練習することや催物等にでることは差し支えない。ただし、その指導者が試合でベンチに入ることはできない。

第5条 支部または末端支部および会員が、その名声を自ら政治的に利用し、または利用されることはいけないが、連盟発展のために寄与する場合は差し支えない。この場合連盟の承認が必要である。

第6条 職業野球競技者で連盟復帰した選手は、次の定めに従い登録することができる。

- 1 大会の選手登録は5名以内とし、40歳を超えた者は制限外とする。
- 2 少年チームには監督、コーチとして登録できる。

※ この規程細則、競技者規程細則は連盟規程、競技者規程に準ずる効力を有するものである。

連盟規程、規程細則、競技者規程、競技者規程細則は理事会の議を経て変更することができる。

昭和62年2月20日制定

平成6年2月9日一部改定

平成8年2月15日一部改定

平成9年11月28日一部改定

平成11年12月9日一部改定

平成13年12月5日一部改定

平成14年12月5日一部改定

平成15年9月24日一部改定

令和3年11月16日一部改定

令和4年7月8日一部改定

※ 現行「競技者規程細則」の6条以降は、「全国大会に係わる要領」に移行する。